

「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する 条例」の一部改正について

経済環境局 環境部 資源循環課

本日のテーマ

- 1 条例改正の背景
- 2 ごみの現状とごみの減量目標
- 3 「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」
の一部改正と家庭ごみの適正処理方法

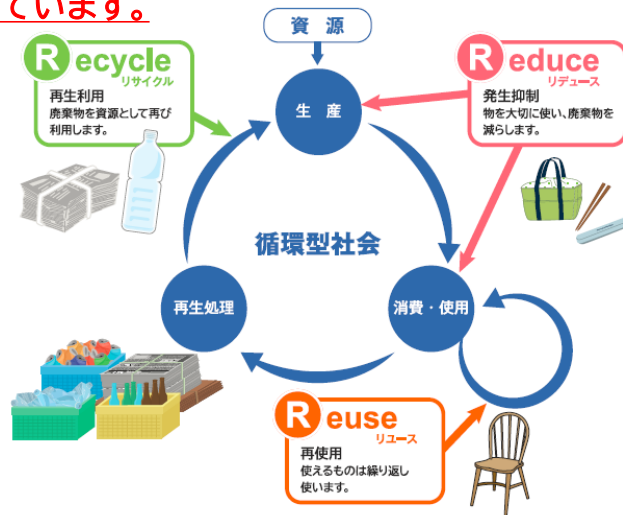
本日のテーマ

- 1 条例改正の背景
- 2 ごみの現状とごみの減量目標
- 3 「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正と家庭ごみの適正処理方法

条例改正の背景

背景① 循環型社会の形成

「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会が地球温暖化などの地球環境規模での問題を引き起こしたことから、それを見直し、**廃棄物の減量・リサイクルの徹底により環境負荷が低減された循環型社会や脱炭素社会の形成が求められています。**



条例を変えることになったのには、3つの理由があります。

背景1つ目は、「地球のため」です。

近年、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型社会の経済活動に伴って環境への負荷が増大し、地球温暖化の進行やプラスチックごみによる海洋汚染等、地球規模での環境問題が顕在化、深刻化してきております。

廃棄物の分野においては、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会から脱却して、ごみの適正処理の確保だけでなく、リデュース、リユース、リサイクルの3R(スリーアール)によりごみの減量を進め、環境負荷をできる限り低減した循環型社会の形成や、脱炭素社会の形成が求められています。

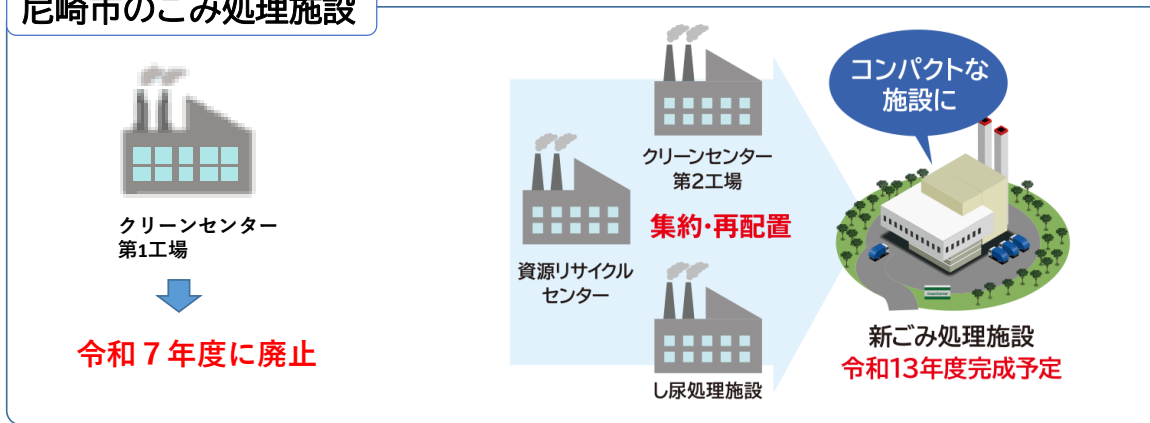
条例改正の背景

背景② コンパクトなごみ処理施設の建設

老朽化が進んでいる現在のごみ処理施設を更新し、令和13年度から新しいごみ処理施設での処理をスタートできるように、現在準備を進めているところです。

新ごみ処理施設については、廃棄物の減量を進め、コンパクトな施設とすることで建設費用を抑えることとしています。

尼崎市のごみ処理施設



背景の2つ目は「尼崎のため」です。

尼崎市では現在、尼崎市立クリーンセンター第1工場と第2工場の2施設体制で、市内で発生するごみの焼却処理を行っています。

このうち、第1工場については令和7年度に耐用年数を迎えることから廃止することとしております。

また、クリーンセンター第2工場、資源リサイクルセンター、し尿処理施設についても老朽化が進んでおり、もうすぐ耐用年数を迎え、建て替えが必要になることから、新しいごみ処理施設を整備し、令和13年度に移働させることとしています。

この新しいごみ処理施設については、廃棄物の減量を進め、コンパクトな施設とすることで、市民の皆様の税金でも賄われている建設費用を抑えることとしています。

こうした、ごみ処理施設の集約化・更新の中、安定したごみ処理を行っていくためにも、継続したごみ減量と適正処理を推進するための仕組みを構築する必要がありました。

条例改正の背景

背景③ 地域のごみの関する課題

共同住宅におけるごみ集積所の管理不良やごみ出しマナー、また、ごみとして出された資源物（缶・紙類など）の持ち去り行為については、定期的に市に苦情が寄せられています。

これらの行為は、周辺的生活環境等の悪化や、間接的に市民のみなさまの減量・リサイクルへの協力意識の低下につながることを懸念されることから、こうした地域のごみに関する課題に対応する必要があります。



背景の3つ目は「地域のため」です。

市にはごみに関する様々なご意見が寄せられていますが、特に近年は共同住宅におけるごみ集積所の管理方法及びごみ出し方法、また、ごみとして排出された資源物の持ち去りに関して、騒音や中身の液体が散乱され困っているといった苦情等が市に定期的に寄せられています。

これらの行為は周辺的生活環境・公衆衛生の悪化や、間接的に市民の皆様のごみ減量・リサイクルへの協力意識の低下につながることを懸念されることから、こうした地域におけるごみに関する課題へ対応する必要があります。

本日のテーマ

- 1 条例改正の背景
- 2 **ごみの現状とごみの減量目標**
- 3 「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」
の一部改正と家庭ごみの適正処理方法

ごみの減量目標

循環型社会と脱炭素社会の形成、今後のごみ処理施設の整備計画を踏まえ、令和3年3月に定めた尼崎市一般廃棄物処理基本計画で、令和12年度までのごみの減量目標を設定しました。

家庭でのごみ減量目標

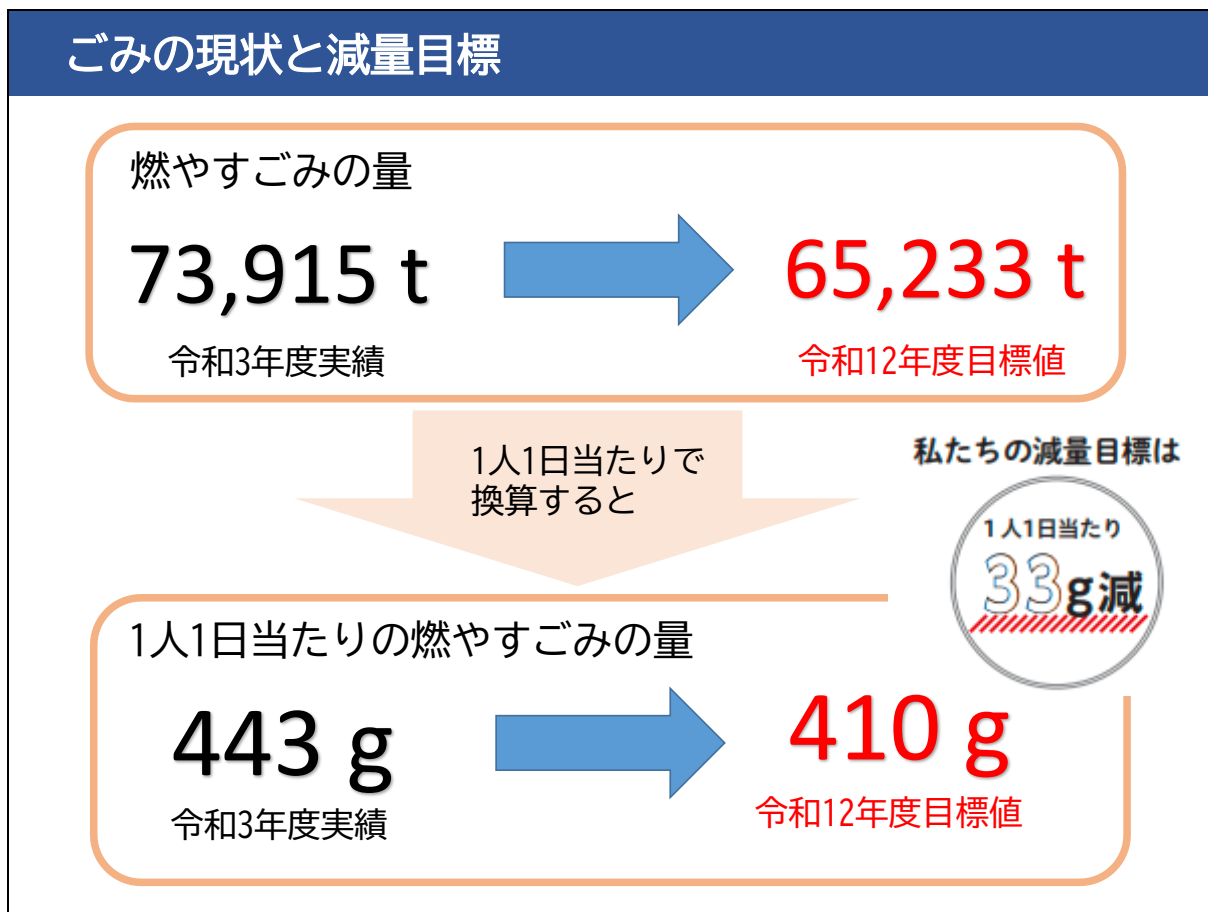
令和3年度からの10年間で、一人一人が毎日出す

「燃やすごみ」量を令和元年度比で **10%** 削減！

この減量目標を基に新ごみ処理施設を建設します。

尼崎市では、循環型社会と脱炭素社会の形成、今後のごみ処理施設の整備計画を踏まえ、令和3年3月に定めた尼崎市一般廃棄物処理基本計画で、令和12年度までのごみの減量目標を設定しました。

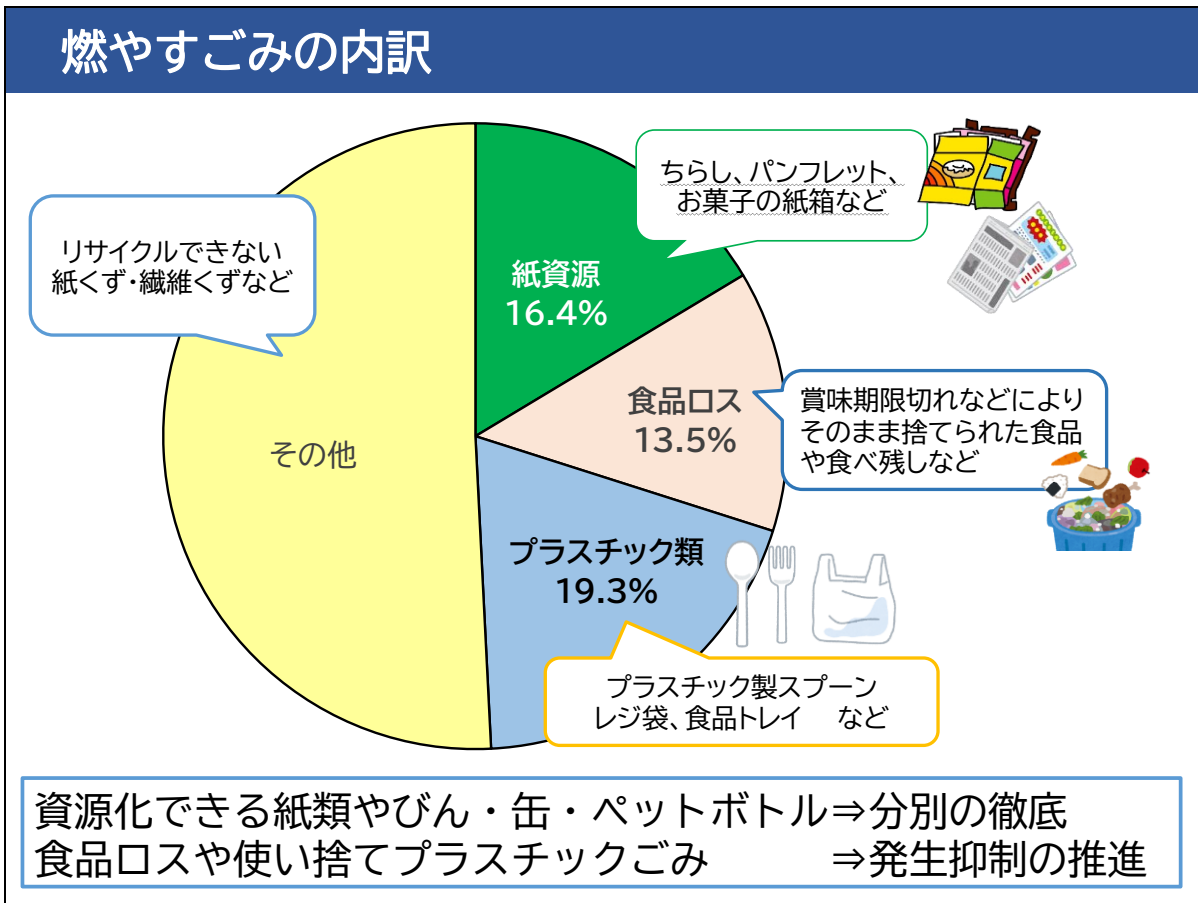
家庭でのごみの減量目標として、市民の皆様が週2回出す「燃やすごみ」の量を令和12年度までに令和元年度比で10%削減することを目標として掲げております。



尼崎市内の各家庭から排出された燃やすごみは、令和3年度実績で、73,915 tでした。

令和12年度の減量目標の65,233 tまでさらに削減していく必要があります。

また、市民の皆様、1人1日あたりに換算した燃やすごみの量は、令和3年度実績で443 g、令和12年度の目標値である410 gまで、1人1日当たり33 g削減する必要があります。



減量目標達成に向けた、燃やすごみの現状と課題について説明します。

尼崎市では燃やすごみの分析調査を行っています。調査の結果、令和2年度は、燃やすごみのうち約16.4%が分別すればリサイクルできる紙類でした。

そして、本来食べられるのに捨てられてしまった食品ロスは約13.5%、使い捨てプラスチックごみや食品トレイなどは、約19.3%含まれていました。

減量目標の達成に向け、こうした本来廃棄物にしないことができるものの削減を進めていく必要があります。

資源化できる紙類やびん・缶・ペットボトルは分別を徹底することで、食品ロスは食べ切り、使い切り、使い捨てのプラスチックは不要なものは貰わないなど、ごみとして捨てないように心がけるだけで、1人1日当たりの減量目標33gは達成することができます。

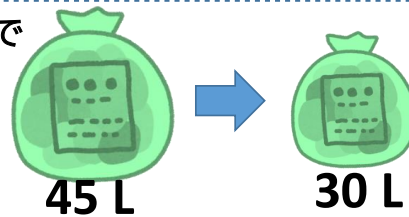
ごみが減るとこんなイコトが

家庭や地域に良いことがあります

◆ 家計の節約

・ごみとなるものを減らす取組を行うことで、ごみ袋代やごみ処理料金も減らすことができます。

45Lから30Lに変えるだけで
ごみ袋代3割削減！



・地域の資源集団回収運動に取り組めば、資源の売却金や奨励金が得られます。

・生ごみが減らせれば臭いが軽減され、カラス被害を減らすこともできます。

ごみを減らすことによるメリットを紹介します。

1つ目が家庭や地域に良いことがあるというものです。

ごみとなるものを減らす取組を行うことで、ごみ袋代を減らすことができ、45Lから30Lに変えるだけで、ごみ袋代を3割削減することができます。

また、不要になった家具や家電などは、フリマアプリやリユースショップで売却すれば、大型ごみの処理手数料なども節約できます。

地域の資源集団回収運動に取り組むと、資源の売却金や奨励金が得られます。

生ごみを減らせれば臭いが軽減され、カラス被害を減らすこともできます。

ごみが減るとこんなイイコトが

大切な税金を有効に使えます

◆ ごみ処理費用の削減

・ごみの処理（収集運搬・焼却・埋立て）には、年間約45億円かかっています。（令和元年度実績）

・ごみを減らすことで、ごみの処理にかかる費用の削減が見込め、その削減費用を教育や子育てなどのほかの行政サービスに活用することもできます。



2つ目が、大切な税金を有効に使えるというものです。

ごみの収集運搬や焼却、ごみを燃やした後に出る灰の埋立て、といったごみ処理費用には、年間約45億円もの費用がかかっています。ごみを減らすことで、これらにかかってくる費用の削減が見込め、社会保障、教育や子育て支援など他の行政サービスに役立てることができ、大切な税金を有効に使うことができます。

ごみが減るとこんなイコトが

わたしたちの地球を守ることができます

・わたしたちが普段使っているものは、限りある大切な資源を使って作られています。ごみを減らすことで、その限りある資源をまもることができます。

・ごみとなったものを運んだり燃やしたりするときに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が発生します。ごみを減らすことで、二酸化炭素の発生が抑制され、地球温暖化の進行を防ぐことができます。

・まちの美化や自然保護につながります。



3つ目が、わたしたちの地球を守ることができるというものです。

私たちが普段使っているものは、限りある大切な資源を使って作られています。ごみを減らすことで、この限りある資源を守ることができます。

また、ごみとなったものを運んだり、燃やしたりするときに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が発生します。ごみを減らすことで、二酸化炭素の発生が抑制され、地球温暖化の進行を防ぐことができます。

ごみが川や海に流出すると、海洋汚染の原因となり、生態系に影響を与えます。ごみを減らすことで、まちや自然をきれいにすることができます。

ごみが減らなかったらどうなるの？

ごみが減らず、令和12年度の目標が達成できないと新しいごみ処理施設でごみ処理が追い付かず、余分なコストが発生してしまいます。

そうならないよう、令和8年度にごみの減量状況などを評価して目標の達成が困難と見込まれるときは、減量効果が大きい「**家庭系ごみの有料化**」の導入を判断することとしています。



次にごみが減らなかった場合の対策について説明します。

ごみが減らず、令和12年度のごみの減量目標を達成できないと、令和13年度完成予定の新しいごみ処理施設では、ごみ処理が追い付かず、他の市などにごみ処理の応援をお願いするなど、余分なコストが発生してしまいます。

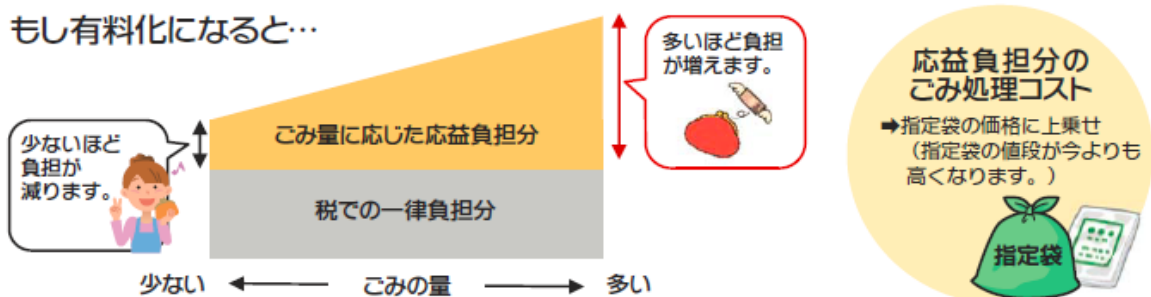
そうならないよう、令和8年度にごみの減量状況などを評価して、目標の達成が困難と見込まれるときは、減量効果の大きい「家庭系ごみの有料化」の導入を判断することとしています。

ごみが減らなかったらどうなるの？

◆ 「家庭系ごみの有料化」とは？

今使われているごみの指定袋の価格に、これまで含まれていなかったごみ処理手数料を上乗せすることにより、ごみを出す量に応じた処理コストの負担をお願いする制度です。

ごみ減量や分別の取組に応じて、負担を軽減することができます。



スライド14で記載した、「家庭系ごみの有料化」について説明します。

「家庭系ごみの有料化」とは、今使われているごみの指定袋の価格に、これまで含まれていなかったごみ処理手数料を上乗せすることにより、ごみを出す量に応じた処理コストの負担をお願いする制度です。例えば、ごみ袋1Lあたり1円の手数料を設定するといったもので、近年導入する自治体が増えています。

また、ごみ減量や分別に取り組むことにより、負担をより軽減することができます。

ごみ減量の進み具合は、毎年チェックして、市報やホームページで皆様にお知らせしていきます。

- ① 循環型社会の形成
- ② コンパクトなごみ処理施設の建設
- ③ 地域のごみに関する課題



ごみの**減量**と**適正処理**を推進するため
尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を
改正しました。

尼崎市では、先ほど説明した3つの背景・課題を解決し、ごみの減量化と適正処理を推進するため、今回、ごみの処理に関して必要な事項を定めた「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正しました。

本日のテーマ

- 1 条例改正の背景
- 2 ごみの現状とごみの減量目標
- 3 「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正と家庭系ごみの適正処理方法

主な改正事項と施行日

◆ 主な改正事項

- ・ 条例の名称の変更
- ・ 市民・事業者・行政それぞれの責務の追加
- ・ 大規模事業用建築物の所有者等の義務の追加
- ・ 市民・事業者の分別排出義務の追加
- ・ 共同住宅の所有者等の義務の追加
- ・ 資源物の持ち去り禁止の追加

◆ 施行日

令和5年4月1日

主な改正事項については、こちらに記載の6点です。

今回のスライドでは、市民の皆様が大きく関係してくる、赤字で記載の項目について詳しく説明します。

また、施行日は令和5年4月1日です。

主な改正事項と施行日

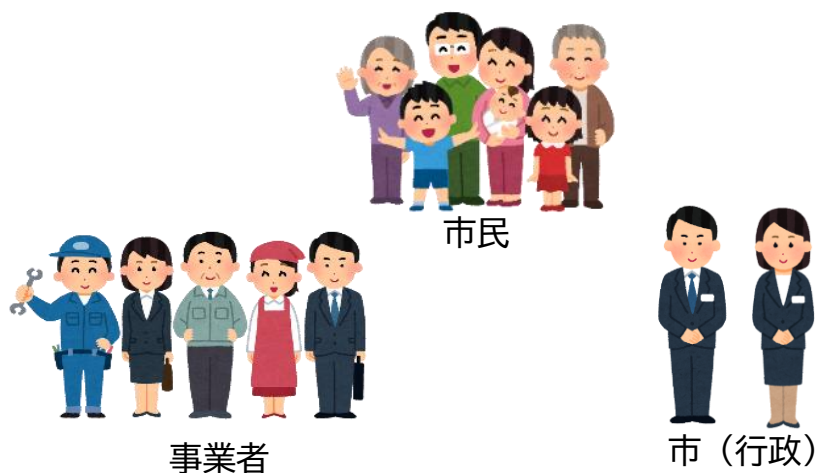
◆ 主な改正事項

- ・ 条例の名称の変更
- ・ **市民・事業者・行政それぞれの責務の追加**
- ・ 大規模事業用建築物の所有者等の義務の追加
- ・ 市民・事業者の分別排出義務の追加
- ・ 共同住宅の所有者等の義務の追加
- ・ 資源物の持ち去り禁止の追加

市民・事業者・行政それぞれの責務の追加

◆ 概要

循環型社会の形成に向け、市（行政）・事業者・市民が協力して取組を進める必要があることから、各主体の責務を明確化するため、それぞれが「しなければならない」ことや、「努めなければならない」ことを追加します。



ごみの減量は市（行政）・事業者・市民の各主体がそれぞれの役割を果たし取組を進める必要があることから、各主体の責務を明確化し、それぞれが「しなければならない」ことや、「努めなければならない」ことを条例に追加します。

市民・事業者・行政それぞれの責務を追加します

◆ 市民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

- 例)
- ・ 食べ残しなどの食品ロスをなくす
 - ・ むだな使い捨てプラスチックなどの利用を減らす
 - ・ 長期間使用できるような製品を買う
 - ・ ごみと資源物を分別して出す
 - ・ 資源集団回収運動に参加する など



積極的なごみ減量・リサイクルの取組をお願いします！

市もわかりやすいごみ減量・リサイクルの取組方法のご紹介や、ごみ減量・リサイクルに取り組みやすくなるような環境づくりを行っていきます！



尼崎市シティ
プロモーション
マスコット
あまっこ

市民の皆様には、スライドに記載の「食べ残しなどの食品ロスをなくす」「むだな使い捨てプラスチックなどの利用を減らす」など、積極的なごみ減量・リサイクルの取組をお願いいたします。

市も食品ロスや使い捨てプラスチックなどのごみを減らす取組について、市報やホームページなどで分かりやすくお知らせしていきます。

また、地域の資源集団回収運動への支援など、皆様のごみ減量・リサイクルに取り組みやすくなるようサポートを行っていきます。

主な改正事項と施行日

◆ 主な改正事項

- ・ 条例の名称の変更
- ・ 市民・事業者・行政それぞれの責務の追加
- ・ 大規模事業用建築物の所有者等の義務の追加
- ・ **市民・事業者の分別排出義務の追加**
- ・ 共同住宅の所有者等の義務の追加
- ・ 資源物の持ち去り禁止の追加

市民・事業者の分別排出義務の追加

◆ 概要

市が定める分別区分・排出方法に従いごみを出すことを義務付けます。市が定めるルールが守られていない場合は指導対象になります。

◆ 違反すると

啓発シールを貼って取り残し、正しく出しておしていただくことがあります。

排出ルールが守られない場合、段階的に指導・勧告・命令を行います。命令を行ってもなお違反する場合は、**2千円以下の過料**を科すことがあります。



家庭系ごみと事業系廃棄物の減量推進と適正処理の確保を図るため、市民と事業者に対して、市が定める分別区分や排出方法等に従い処理することなどの義務を課します。

市が定める排出ルール違反のごみが出されていた場合は、まず啓発シールを貼って取り残し、正しく出しておしていただくことがあります。

また、排出ルールが守られない場合は、段階的に、指導・勧告・命令を行い、ルールを守るよう求めていきます。

命令を行ってもなお違反する場合は、2千円以下の過料を科すことがあります。

市民・事業者の分別排出義務の追加

(違反の例)

- ・「燃やすごみ」や「びん・缶・ペットボトル」を指定袋に入れていない
- ・「大型ごみ」を「燃やすごみ」に出す など



厳しく取り締まるルールについては、市報やホームページで随時お知らせします。

◆ 市民の皆さんに取り組んでいただきたいこと

家庭ごみべんりちょうやホームページをよく確認し、正しいごみの分別をお願いします！

指導対象になる処理例として、

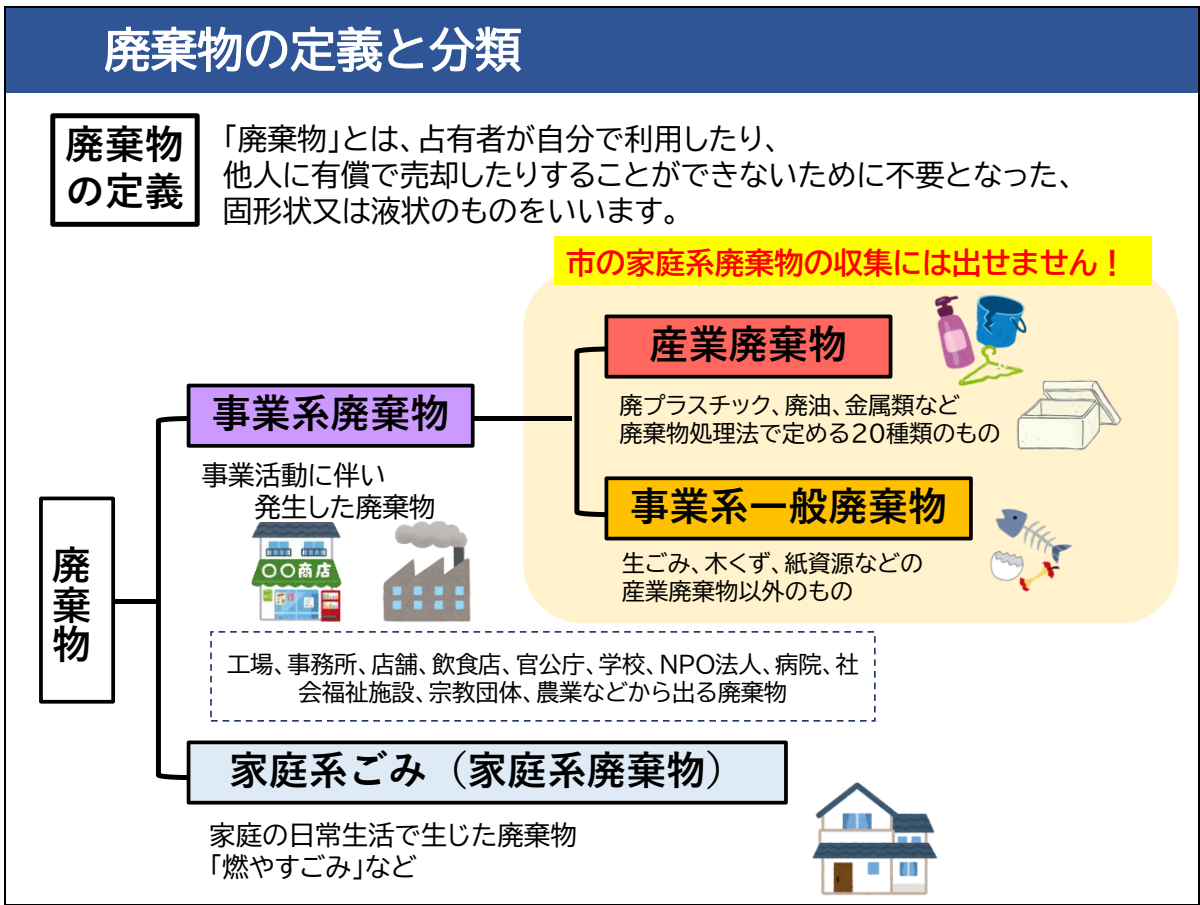
- ・「燃やすごみ」や「びん・缶・ペットボトル」を指定袋に入れずに出している。
- ・「大型ごみ」に該当するものを「燃やすごみ」に出している。

などを想定しています。

ごみ減量・リサイクルの推進に向けて、少しずつ指導対象になる処理例を強化していく予定です。

4月1日から燃やすごみに紙資源等が少量混入していたからといって、全てを取り残すような運用では考えておりませんので、今まで適正処理にご協力いただいている方には特に影響が出るものではございません。

指導対象になる処理例については、市報やホームページにて随時お知らせしますので、家庭ごみべんりちょうやホームページを確認し、正しいごみの分別にご理解とご協力をお願いします。



市民や事業者の皆様が出すごみがこういったものに分類されるか、説明します。

まず、廃棄物の定義ですが、法律では、「廃棄物」とは、占有者、持ち主が自分で利用したり、他人に有償で売却したりすることができないために不要となった、固形状又は液状のものをいいます。

廃棄物は、その形や性質ではなく、どんな活動によって生じたかによって大きく2つに分類され、事業活動に伴って生じた廃棄物である「事業系廃棄物」、家庭の日常生活で生じた廃棄物である「家庭系ごみ（家庭系廃棄物）」に分類されます。

家庭系ごみは、後のスライドで詳しく説明しますが「燃やすごみ」「びん・缶・ペットボトル」などの分別区分を設け、市が定期的に回収を行っています。

続いて、事業系廃棄物について説明します。

事業活動には、お店・事務所・会社・工場などの営利を目的とするものだけでなく、官公庁・学校・NPO法人・病院・社会福祉施設・宗教団体なども含まれ、また、農業から発生する廃棄物も事業系廃棄物となります。事業系廃棄物の処理責任は事業者自らにあり、市が行っている家庭系ごみの収集に出すことはできません。

市が定める家庭系ごみの分別区分	
分別区分	具体的な品目
燃やすごみ	生ごみ、プラスチック製品、リサイクルできない紙くず・繊維くず、革類・ゴム類・せともの類など
びん・缶・ペットボトル	口に入れることが可能な飲料・調味料・食品が入っていたもの
金属製小型ごみ ・危険なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・金属製小型ごみ 大きさが20cmから50cmのもので、主に金属を回収しやすいもの (例) 家電製品類、金属製家庭用品類、缶類、かさなど ・危険なもの 刃物類、ガラス類、塗料類・オイル缶
紙類・衣類	<ul style="list-style-type: none"> ・紙類 新聞、ダンボール、雑誌や紙箱等のその他の紙類 ・衣類 着られる状態の衣類
大型ごみ	排出物の原形の最大の辺又は径が50cmを超えるもの 大型ごみ種類別料金表に記載があるもの
臨時ごみ	引越しなどで家庭から一度に多量に出るごみ

次に、市が定める家庭系ごみの分別区分について説明します。

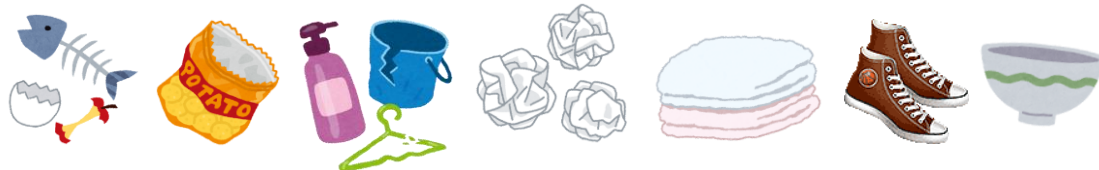
市が定める分別区分と具体的な品目は、上記の表のとおりです。

分別区分としては、「燃やすごみ」「びん・缶・ペットボトル」「金属製小型ごみ」「危険なもの」「紙類・衣類」「大型ごみ」「臨時ごみ」に分けられ、それぞれに定められた排出方法があります。

次のスライドでは、簡単にですがそれぞれの分別区分毎の排出方法について説明します。

燃やすごみ（週2回）

生ごみ、プラスチック製品（カップ、ボトル、発泡スチロールなど）、リサイクルできない紙くず（ティッシュ、レシート、紙おむつなど）・繊維くず（タオル、破れた服など）、革類（くつ、かばんなど）、ゴム類（ゴム手袋、ボールなど）、せともの類（食器、植木鉢など）などの生活ごみ



・尼崎市指定袋に入れて、収集当日の朝8時までに排出してください。

・大きさが50cmを超えるものは「大型ごみ」になります。



「燃やすごみ」についてです。

「燃やすごみ」を出す際は、尼崎市指定袋に入れて、収集当日の朝8時までに排出してください。また、大きさが50cmを超えるものは「大型ごみ」となります。

びん・缶・ペットボトル（週1回）

口に入れることが可能な飲料・調味料・食品が入っていたもの
(栄養ドリンクのびん、ジャムのびん、ジュースやコーヒーの缶、缶詰、
ジュースやお茶のペットボトル、しょうゆのペットボトルなど)



- ・尼崎市指定袋に入れて、収集当日の朝8時までには排出してください。
- ・中をすすぎ、異物は必ず取り除いてください。
- ・ペットボトルのラベル・キャップは取り外し「燃やすごみ」に出してください。

「びん・缶・ペットボトル」についてです。

ジュースの缶など中身を口にすることが可能なものを収集しています。

「びん・缶・ペットボトル」は、尼崎市指定袋に入れて、収集当日の朝8時までには排出してください。

また、排出する際は、中をすすぎ、異物は必ず取り除いてください。ペットボトルはラベル・キャップを取り外し、取り外したラベル・キャップは「燃やすごみ」に排出してください。

紙類・衣類（週1回）

■紙類

新聞、ダンボール、その他紙類（雑誌、お菓子の箱など）



- ・種類別にひもでしばる。
- ・その他紙類は紙袋などに入れ、散らばらないようにひもでしばる。
- ・収集当日の朝8時までに出してください。

■衣類

そのまま着られる状態の衣類

※集めた衣類は主に海外で再使用されます



- ・尼崎市**指定袋**に入れて収集当日の朝8時までに出してください。
- ・雨天時には出さないで、次週以降の収集日に出してください。
※濡れると再使用できなくなります。

「紙類・衣類」についてです。

新聞・ダンボール・雑誌などの紙類や、ズボンやシャツなどの衣類を収集しています。

紙類を出すときは、新聞、ダンボールは紙ひもなどで十字に縛ってください。

お菓子の紙箱やティッシュの箱などの、その他紙類については、紙袋などに入れて散らばらないように紙ひもなどで縛ってください。

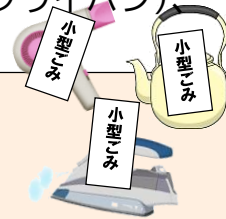
衣類は、尼崎市指定袋に入れて収集当日の朝8時までには排出してください。

金属製小型ごみ・危険なもの（月1回）

■金属製小型ごみ

大きさが20～50cmのもので、家電製品類(ポット、トースター、電気炊飯器、アイロンなど)や金属製家庭用品類(なべ、やかん、フライパン)、缶類(クッキー缶など)

- ・指定袋に入れずに「小型ごみ」とメモをはり付けて収集当日の朝8時までに出す。
- ・50cmより大きいものは大型ごみになります。



■危険なもの

刃物類やガラス類、スプレー缶・カセットボンベなど



- ・刃物類やガラス類などは布などに包んで指定袋へ入れて「キケン」とメモをはり付けて出す。
- ・スプレー缶・カセットボンベは次のスライドをご覧ください。
- ・収集当日の朝8時までに出す。



「金属製小型ごみ」と「危険なもの」についてです。

大きさが20cmから50cmのものでポット・トースターなどの家電製品や、なべ・やかんなどの金属製家庭用品、クッキー缶など20cm以上の缶類などはこの日に収集します。

排出する際は、「金属製小型ごみ」は袋に入れなくてください。

袋に入れてしまうと、金属を回収する作業の中で、袋の破片が挟まって金属が回収できなくなってしまう、リサイクルに影響が出ます。

そのため、「金属製小型ごみ」は尼崎市指定袋に入れなくて、誤収集を防止するため、1点1点「小型ごみ」とメモを貼って排出してください。

「危険なもの」では、刃物類、蛍光灯、割れたガラス、スプレー缶やカセットボンベなどを収集しています。

布などに包んで尼崎市指定袋に入れて「キケン」とメモを貼って排出してください。

火災事故を防ぐために①

スプレー缶・カセットボンベは 必ず中のガスを出し切ってください

スプレー缶やカセットボンベは以下の要領で出してください。

- (1) 中身を使い切る
- (2) 缶が空になったか確認する(缶を振って音がする場合は中身が残っています)
- (3) 風通しが良く火気のない屋外で、ガス抜きキャップ等(※)を使用し、ガスを抜く
- (4) 指定袋に入れ、「スプレー缶」とメモをはり、「金属製小型ごみ・危険なもの」の日に出す



どうしても中身を使いきれない場合などは
家庭ごみ案内センター(☎06-6374-9999)へご相談ください。

「危険なもの」のうち、スプレー缶とカセットボンベは他の「危険なもの」に該当するごみと出し方が異なります。

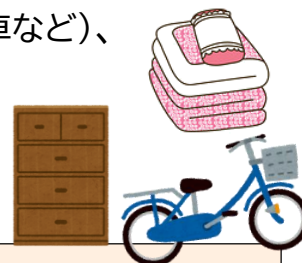
スプレー缶とカセットボンベは、必ず中のガスを出し切ってください。

中身を出し切ったあとは、穴は開けずに、他の危険なものとは分けて尼崎市指定袋に入れ、「スプレー缶」とメモを貼って排出してください。

中身が残ったスプレー缶やカセットボンベをそのまま出すと火災事故につながる恐れがあり、大変危険ですので、必ず中身を出し切ってから排出してください。

大型ごみ（申込制・有料）

大型ごみに分類されるもの(たんす、布団、自転車など)、
大きさが50cmを超えるのもの



- ・事前に**家庭ごみ案内センター(☎06-6374-9999)**またはインターネット受付に予約して収集日を決め、コンビニなどで「ごみ処理券」を購入し、対象のごみに貼って出してください。



- ・布団や掃除機など、大型ごみに分類されるものを「燃やすごみ」や「金属製小型ごみ」の日などに出されても収集しません。

「大型ごみ」についてです。

「大型ごみ」では、たんすや自転車・布団など「大型ごみ」に分類されるものや、大きさが50cmを超えるものを、申込制有料で収集しています。

「大型ごみ」を出すときは、事前に家庭ごみ案内センターに電話で予約してください。
また、インターネットでの申込みも受け付けていますので、ぜひご活用ください。

臨時ごみ（申込制・有料）

引越し・家の片付けなどで家庭から一度に多量に出るごみ

- ・事前に家庭ごみ案内センター（☎06-6374-9999）またはインターネット受付にて予約し収集日を決め、コンビニなどで「臨時ごみ処理券」を購入し、ごみ処理券を収集に来た職員に手渡してください。



※臨時ごみは、必ず収集時に立会いが必要です。

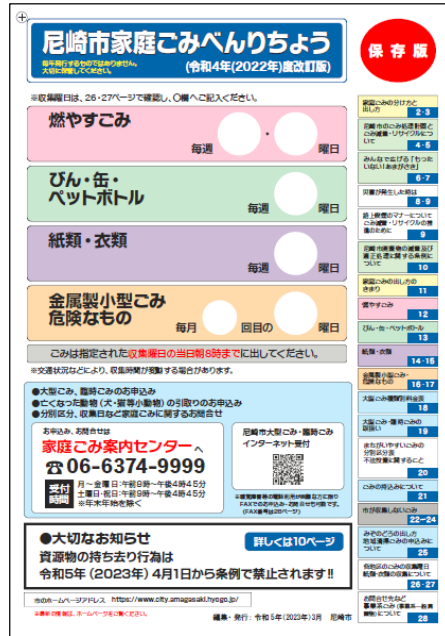
※新聞や雑誌などリサイクル可能な紙類は「紙類・衣類」の日または地域の集団回収へ出してください。

「臨時ごみ」についてです。

引越しや家の片付けなどで家庭から多量にでるごみについては、分別された「燃やすごみ」と「大型ごみ」をまとめて回収する「臨時ごみ」での収集も行っています。

「臨時ごみ」についても家庭ごみ案内センターに事前に電話で予約が必要です。また、インターネットでの申込みも受け付けています。

令和5年3月下旬頃に家庭ごみべんりちょうを全世帯に配布します。



家庭系ごみの分別区分や排出方法、ごみの減量・リサイクルの取組方法などを分かりやすく記載した「家庭ごみべんりちょう」を、各ご家庭に配布します。配布時期は、令和5年3月下旬を予定しています。

主な改正事項と施行日

◆ 主な改正事項

- ・ 条例の名称の変更
- ・ 市民・事業者・行政それぞれの責務の追加
- ・ 大規模事業用建築物の所有者等の義務の追加
- ・ 市民・事業者の分別排出義務の追加
- ・ 共同住宅の所有者等の義務の追加
- ・ 資源物の持ち去り禁止の追加

共同住宅の所有者等の義務の追加

◆ 概要

共同住宅（賃貸住宅や分譲住宅も含まれます）の所有者や管理者等（オーナー、管理組合や管理会社等）に対して、次の事項を義務付けます。

- 居住者に対してごみの排出方法等を周知すること
- ごみ集積所を清潔に保ち、適正に管理すること

◆ 違反すると（ごみ集積所の適正管理義務に限る）

所有者等に対して、指導を行い、清掃など適正なごみ集積所の管理を求めています。



賃貸マンションなどの共同住宅における適正なごみ出しと施設管理が行われるようにするため、共同住宅の所有者等に対して、2つの事項を義務付けます。

- ①居住者に対してごみの排出方法を周知すること
- ②ごみ集積所を清潔に保ち、適正に管理すること

②のごみ集積所の適正管理義務について、違反した場合は、市から指導を行い、清掃など適正なごみ集積所の管理を求めています。

共同住宅の所有者等の義務の追加

◆ 共同住宅の所有者等の義務に関するQ&A

Q. 共同住宅の所有者等は、例えば何をすればいいの？

①まずはごみ出しルールを知ってもらいましょう。ごみの収集日や出せる時間、分別方法などを居住者にお知らせしてください。

- (例) ・ 掲示板へのポスター掲示
・ 家庭ごみべんりちょうやチラシのポスティング など

②ごみの散乱の原因になるカラス対策を行ってください。

居住者にも対策方法をしっかり周知しましょう。

- (例) ・ 防鳥ネットを設置し、ネットに重し等をつける
・ ごみ置き場に扉や蓋がある場合は、しっかり閉めるよう居住者へ周知する
・ 「燃やすごみ」を収集日以外に出さないよう居住者へ周知する など

③定期的に清掃するなど、こまめなお手入れが大切です。

ごみ置き場を常に清潔に保ちましょう。

共同住宅の所有者等の義務の追加

- 居住者にお知らせ・警告するためのポスター・チラシ案やごみの分け方・出し方をまとめた「家庭ごみべんりちょう」など市ホームページで提供しています。

URL

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/gomi/manner/1031167.html>



※紙媒体でご入用の場合は、事前に必要部数をご連絡の上、資源循環課までお越しく下さい。

市から共同住宅の所有者等への支援として、居住者にお知らせ・警告するためのポスター・チラシ案やごみの分け方・出し方をまとめた「家庭ごみべんりちょう」など市ホームページで提供しています。ぜひご活用ください。

また、紙媒体でご入用の場合は、事前に必要部数をご連絡の上、資源循環課までお越しく下さい。

主な改正事項と施行日

◆ 主な改正事項

- ・ 条例の名称の変更
- ・ 市民・事業者・行政それぞれの責務の追加
- ・ 大規模事業用建築物の所有者等の義務の追加
- ・ 市民・事業者の分別排出義務の追加
- ・ 共同住宅の所有者等の義務の追加
- ・ 資源物の持ち去り禁止の追加

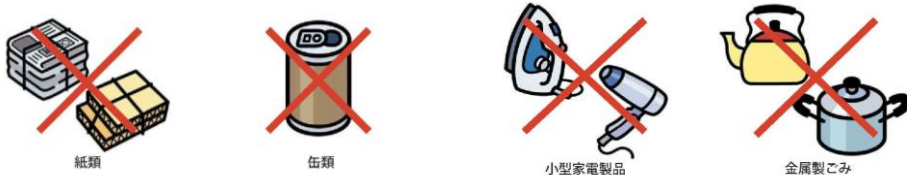
資源物の持ち去り禁止の追加

◆ 概要

市及び一般家庭ごみ収集運搬業務委託事業者と紙資源回収協力事業者以外のものが、市の定めたルールにより出されたごみ・資源物を無断で持ち去る行為を禁止します。

また、資源集団回収団体や団体と契約した者以外が、資源集団回収のために出された資源物を無断で持ち去る行為も禁止します。

◆ 持ち去り禁止の対象品目



資源物の持ち去り禁止については、騒音や中身の液体やごみの散乱、市にごみとして出しているのに持って行かれる、敷地内への侵入など様々なご意見や苦情等が寄せられており、また、持ち去られたもののうち不要な物は不法投棄されるおそれもあったことから、今回、生活環境の保全やごみのリサイクルと適正処理を推進するため規制を行うこととしました。

今回の規制では、市、委託事業者、紙資源回収協力事業者以外の者が、市の定めたルールにより出されたごみ・資源物を無断で持ち去る行為を禁止します。

また、資源集団回収団体や団体と契約した者以外が、資源集団回収のために出された資源物を無断で持ち去る行為も禁止します。

持ち去りを禁止するごみ・資源物は、
行政回収では、紙類、缶類、小型家電製品、フライパンなどの金属製ごみ
資源集団回収では、紙類、缶類 とします。

資源物の持ち去り禁止の追加

◆ 違反すると

持ち去り行為者に対して、段階的に指導・勧告・命令を行い、持ち去りをやめるよう求めています。

命令を行ってもなお持ち去りを行う場合は、**20万以下の罰金**を科すことがあります。

持ち去り行為者を見掛けたときは
資源循環課（TEL:06-6409-1341）まで連絡ください。
市でパトロールを行います。

※条例で禁止されていない行為の場合もあります。
直接声を掛けるのではなく、資源循環課までご連絡ください。

資源物の持ち去り禁止規定については、条例で禁止する持ち去り行為を行った者に対して、指導、勧告、命令を行うことができるとし、命令を発出してもなお、持ち去り行為を行った者に対しては、20万円以下の罰金を科すことがあります。

空き缶を回収している方においては、条例で禁止されていない行為の場合もあります。

持ち去り行為を見掛けたときは、直接声を掛けるのではなく、資源循環課まで連絡ください。市でパトロールを行います。

資源物の持ち去り禁止の追加

◆ 資源物の持ち去りに関するQ&A

Q. これまで困っている人に役に立てばと考え缶を渡していたのですが、これも禁止されますか？

A. 缶類や紙類などを直接譲り渡すことや、譲り渡すために市の収集するごみとははっきり区別できる方法で家の前などに置いておくことは禁止されません。

Q. 自治会などの地域団体に、資源集団回収運動などを目的に地域内の家から缶を集めているのですが、これも禁止されますか？

A. 地域内での合意の下、資源物を集める行為は禁止されません。市が回収する日とは別の日に集めるなど、市の収集するごみとははっきり区別できる方法で集めてください。

本日のまとめ

◆ 排出ルールを守ったごみの排出をお願いします。

市が定める分別・排出方法に従う義務を規定します。

排出ルールを守らず出されたごみは、啓発シールを貼って取り残し、正しく出しなおしていただくことがあります。

それでもルールが守られない場合は、段階的に指導・勧告・命令を行います。命令を行ってもなお違反する場合は、**2千円以下の過料**を科すことがあります。

◆ 資源物の持ち去りが禁止になります。

ごみ置場などから勝手に資源物を持ち去る行為が禁止されます。

違反すると、**20万円以下の罰金**が科せられることがあります。

なお、条例で禁止されていない行為の場合もありますので、持ち去り行為を見つけた場合は、直接声を掛けるのではなく、資源循環課までご連絡ください。

本日ご説明した内容で、覚えておいていただきたい改正点は2点です。

- 1 点目が排出ルールを守ったごみの排出をお願いしますということ
- 2 点目が資源物の持ち去りが禁止されるということです。

1 点目の排出ルールを守ったごみの排出については、条例改正により市が定める分別・排出方法に従う義務を課するというものです。

排出ルールが守られていないごみについては、取り残すことがあり、継続する場合は、段階的に指導、勧告、命令を行い、命令を行ってもなお違反する場合は、2千円以下の過料を科すことがあります。

市としても適正な排出が徹底されるよう取組を進めてまいります。

2 点目の資源物の持ち去り禁止については、ごみ置場などから勝手に資源物を持ち去る行為が禁止されるというものです。

違反が続いた場合、20万円以下の罰金を科すことがあります。

なお、空き缶を回収している方においては、直接譲り受けたなど条例で禁止されていない行為の場合もあります。

また、生活の糧として回収を行っているとの声もあることから、市においては、持ち去り行為を行っている方に対して、条例内容について丁寧な説明等を行い、福祉的な支援につなげていきたいと考えております。そのため、持ち去り行為を見つけた場合、直接声をかけるのではなく、資源循環課までご連絡いただきますようお願いいたします。

市においてパトロールを実施し、福祉的側面も意識して取り組んでまいります。

尼崎市ホームページもご覧ください

◆ 「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部改正について

- 「尼崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」が改正されます
(令和5年4月1日施行)

URL 

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/gomi/1030671.html>



- 資源物の持ち去り禁止について

URL 

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/gomi/manner/1026020.html>



尼崎市ホームページにおいても、条例の改正についてのページを設けておりますので、ぜひご覧ください。